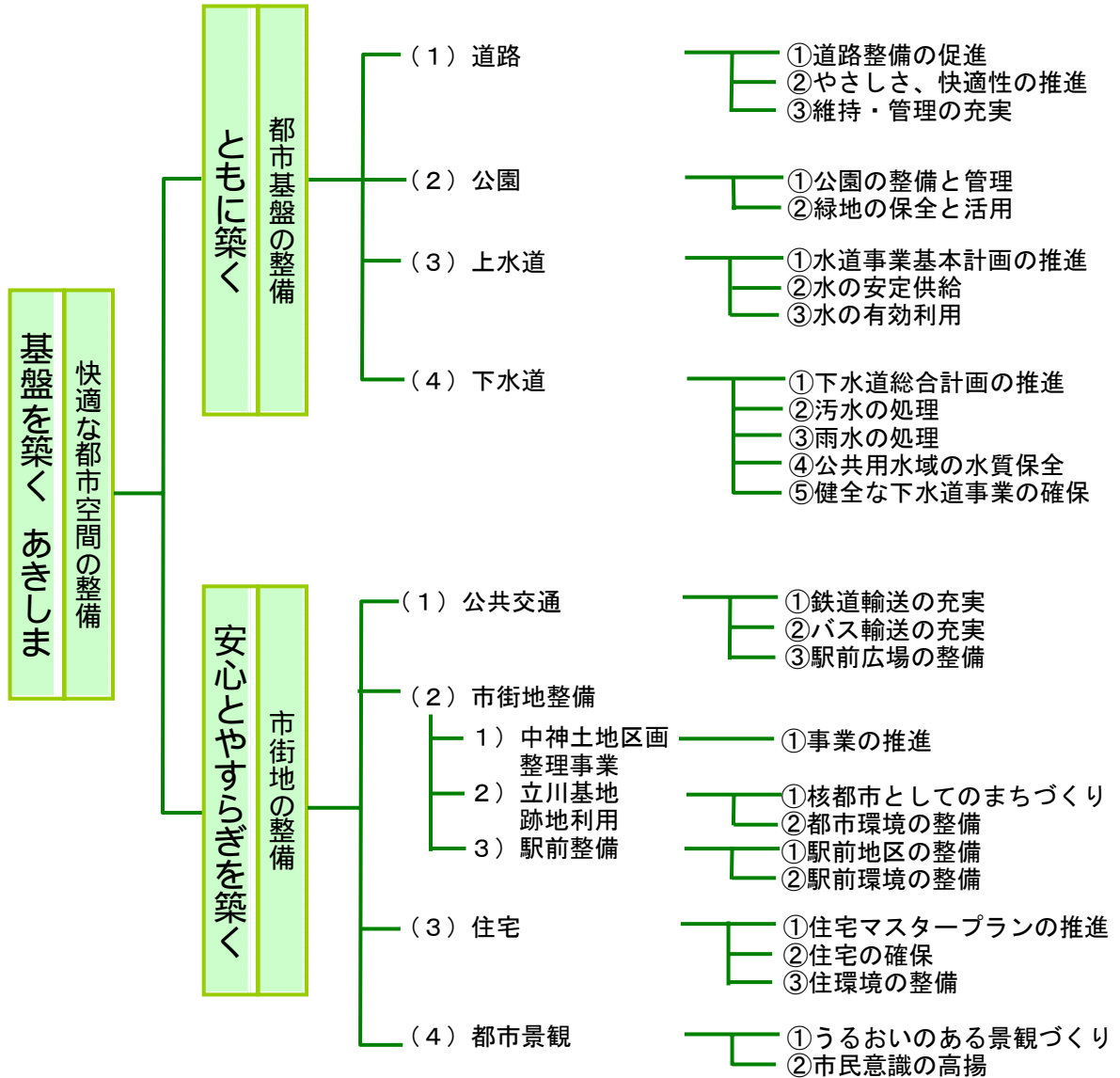


第 5 章

基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）



1 ともに築く（都市基盤の整備）

（1）道路

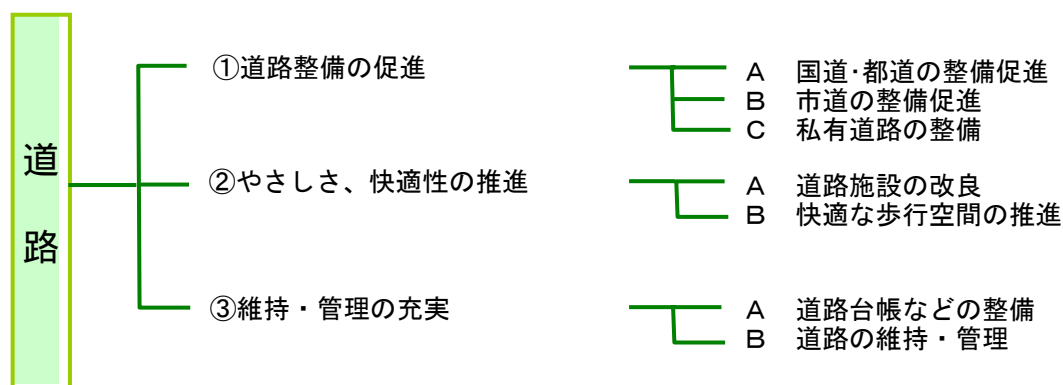
【施策の目指す姿】

すべての人が、安全で快適に利用できる道路環境が形成されています。

【現状と課題】

- ・昭島には、広域幹線道路として国道1路線と都道8路線があり、1,270路線の市道がこれらと連携しネットワークを形成しています。
- ・都市計画道路は、地域の骨格を形成する重要な道路として19路線、総延長にして35,970mが都市計画法に基づき計画決定されています。また、その施行率は、平成21年（2009年）1月1日時点で61.4%となっています。
- ・道路は、地域の交通を支えるとともに、災害時における防災空間やライフライン施設としての機能を併せ持ち、地域の防災性を高めるための重要な役割を担っています。また、その整備にあたっては、環境への配慮や安全性の向上、ユニバーサルデザインの視点といった要素も欠くことができません。
- ・市民生活や産業活動など、都市の営みを安定して支えていくため、国や都に国道や都道の整備促進を要請するとともに、市道の計画的な整備と適切な維持・管理が必要となっています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①道路整備の促進	<p>A 国道・都道の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道及び都道については、歩行者の安全対策や通過車両の騒音対策の徹底など、人に優しい安全で快適な交通環境の維持、向上について、国や東京都に要請します。 ・広域的な幹線道路である国道 16 号（東京環状線）については、小荷田・松原地区の拡幅事業の促進を、継続して国に要請します。 ・東京都に対しては、引き続き都道 152 号線（中神停車場線）の拡幅整備と中神駅南口駅前広場の整備の促進を要請します。 ・立川基地跡地昭島地区市街地整備事業においては、昭島都市計画道路 3・2・3 号（国営公園南線）及び昭島都市計画道路 3・2・11 号（国営公園西線）の早期事業化について、関係機関と協議を進めます。 <p>B 市道の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の体系的整備と安全で快適な生活道路網の充実に努め、うるおいとゆとりのある道路空間の確保をはかります。 ・市道昭島 46 号（昭島都市計画道路 3・4・2 号）については、国道 16 号拡幅整備事業の進捗状況などを勘案しつつ早期完了に努めます。 <p>C 私有道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交通の円滑化と生活環境の充実を図るため、「昭島市私道整備に関する規則」に基づき、私有道路の整備を実施します。
②やさしさと快適性の推進	<p>A 道路施設の改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭隘道路の拡幅や交通支障箇所の解消に努めるとともに、安全施設の充実をはかります。 ・ユニバーサルデザインの視点に基づき、道路のバリアフリー化に努めるとともに、ローマ字併記による道路案内表示やデザイン・景観に配慮したコミュニティサインの整備などを進め、利便性と快適性の向上に努めます。 ・必要に応じ、透水性舗装や雨水浸透施設などの設置を進め、雨水の地下還元をはかります。 ・うるおいややすらぎのある街並みを創出するため、地域性や連続性に考慮しながら、街路樹や植樹帯などによる緑化を進めます。 ・歩行中の休憩場所や市民のふれあいの場となるポケットパークについては、地域に根ざした維持・管理に努めるとともに、その整備にあたっては、地域に愛着をもってもらえるようなモニュメントの設置についても検討していきます。

	<p>B 快適な歩行空間の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だれもが安全・快適で円滑に移動ができるように、歩道の段差解消や勾配の緩和に努めるとともに、歩行に支障となる電柱の移設や架空線の地中化などについて関係機関と協議をすすめます。 ・国道や都道の道路管理者と協力しながら、道路の美化や不法投棄の防止に努め、ポイ捨てのない美しい道路環境の維持に努めます。 ・広い歩道には、歩行中の休息場所としてベンチを設置するなど、散歩したくなるような魅力ある歩道空間の形成に努めます。 ・環境にやさしい乗り物としての自転車の適切な利用を推進するため、歩行者の安全確保に配慮しつつ、自転車の歩道通行が可能となるように努めます。 ・多摩川堤防上などの遊歩道について適切な維持・管理に努めるとともに、市街地における昭島の誇れる水と緑を体感しながら散策ができる遊歩道の整備を検討します。
<p>③維持・管理の充実</p>	<p>A 道路台帳などの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路台帳の適切な更新をはかるとともに、システムの見直しなど、道路管理事務の円滑化に努めます。 ・地図情報システムの効率的な活用をはかり、道路施設や、上下水道施設などの一体的な管理に努めます。 <p>B 道路の維持・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路パトロールの定期的な実施により、破損個所の早期発見と早期改修をはかるとともに、幹線道路については計画的な改修を進め、道路の適切な維持・管理に努めます。 ・快適な都市生活を支える上下水道、電気、ガスなどの道路占用施設については、関係機関と調整し、協力するなかで、適切な維持・管理と耐震化を兼ね備えた整備の促進に努めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
都市計画道路の執行率	61.4% ※1		71.0%
歩道の延長距離	69,658m ※2	72,000m	74,500m

※1 計画決定延長に対する施工済延長比を示す。統計あきしま（平成20年度版）による。

※2 管理課（平成21年3月30日現在）による。

(2) 公園

【施策の目指す姿】

公園や緑地が市民の憩いの場となり、地域にうるおいとやすらぎを与えています。

【現状と課題】

- ・昭島には、25 の都市計画公園と 2 つの都市計画緑地があります。都市計画公園、都市計画緑地は、その規模、位置、内容などを都市計画として定め、計画的に整備していこうとするものです。平成 21 年（2009 年）1 月 1 日現在の都市計画公園の開設面積は 83.28ha、都市計画緑地の供用開始面積は 16.79ha となっています。
- ・昭島には、平成 21 年（2009 年）1 月 1 日現在、都市公園法に基づく都市公園が 33 園（うち 3 園が都市計画緑地内にあり、17 園が都市計画公園となっています。）、昭島市児童遊園条例に基づく児童遊園が 49 園（うち 5 園が都市計画公園内にて開園しています。）あり、都市公園の開設面積は 450,951 m²、児童遊園の開設面積は 38,971 m²となっています。
- ・公園の設置状況を市民一人当たりの公園面積で見ると、平成 20 年（2008 年）度では、9.97 m²で、多摩 26 市の平均 6.47 m²を上回り、面積の広い方から 5 番目となっています。
- ・公園・緑地には、都市生活に潤いや安らぎをもたらすレクリエーションの場としての役割や、生態系の保全など環境保全の役割に加え、都市防災の拠点としての役割や都市景観を形成する役割などがあり、まちづくりにおいて公園・緑地の果たす役割は極めて大きいものがあります。
- ・市民がやすらぎと豊かさを実感できるように、公園や緑地の整備に努める必要があります。
- ・市民が身近な公園として親しんでいる都市公園や児童遊園については、その適切な維持・管理に努めるとともに、清掃などについては、市民との協働による、地域に根ざした事業の推進をはかる必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①公園の整備と管理	<p>A 都市公園・児童遊園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園や児童遊園については、計画的な整備に努めます。 公園の整備にあたっては、ユニバーサルデザインや防災の視点に配慮するとともに、地域の特性をいかし、個性と魅力のある公園となるように努めます。 地域との連携により、市民の意見を反映した、市民参加の公園づくりに努めるとともに、アダプト事業による公園の美化・清掃作業などの推進をはかります。 市民が身近な公園に親しみを持ち、市民のふれあいの場として積極的に活用されるように、トイレや遊具などの施設や緑の適切な維持・管理に努めます。 昭島のシンボリックな公園である昭和公園については、さらにゆとりとやすらぎのある、多目的に利用できる公園を目指し、「昭和公園整備構想」に基づく計画的な整備を進めます。 <p>B 国営昭和記念公園等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 国営昭和記念公園の早期全面開園に向けて、関係機関に整備の促進を要請していきます。 立川基地跡地の昭島地区の整備にあたっては、調節池の平常時利用や国営昭和記念公園の連担にも配慮した公園の整備について、関係機関に要請していきます。 <p>C 公園などの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 都営住宅の再整備や、民間の新たな開発行為などにあたっては、できる限り公園や広場などが確保できるように、関係者との調整をはかります。 緑豊かな美しいまちなみを築くため、公園や広場など身近なオープンスペースは、緑を育む空間として位置づけ、その確保に努めます。
②緑地の保全と活用	<p>A 緑地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭島に残された貴重な緑地は、生態系を維持し、生物多様性を保持する空間としてできる限りその保全に努め、次世代に引き継いでいきます。 <p>B 多摩川河川敷の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 多摩川の河川敷については、国が策定した多摩川水系河川整備計画に基づく機能空間区分に配慮し、水辺の環境の保全に努めるとともに、市民が緑とふれあい、スポーツやレクリエーションを楽しむ空間としての活用について、調整をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市民一人当たりの公園面積	9.97 m ² ※1		10.5 m ²
都市計画公園の開設面積	83.28ha ※2		85.0ha

※1 多摩地域データブック（平成20年版）による。

※2 統計あきしま（平成20年度版）による。

(3) 上水道

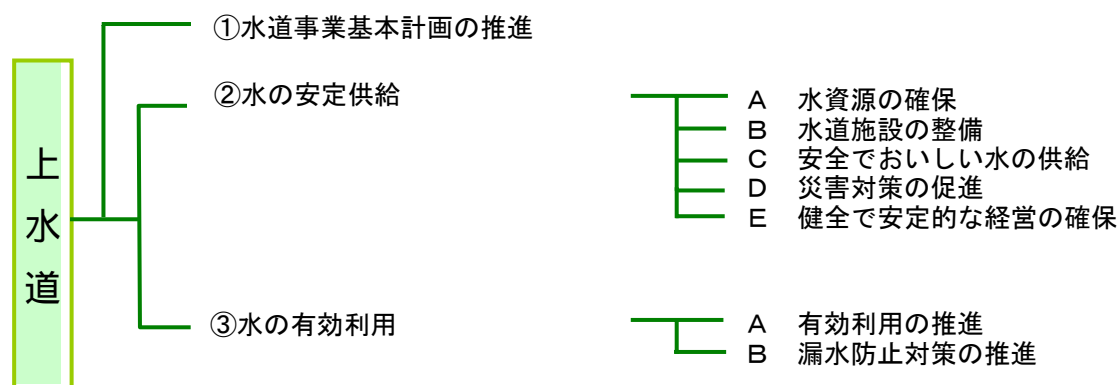
【施策の目指す姿】

地下水 100%の安全でおいしい水が安定供給されています。

【現状と課題】

- ・昭島市の水道事業は、昭和 29 年（1954 年）に計画給水人口 2 万人、1 日最大給水量 4,000 m³、一人 1 日最大給水量 200ℓ の事業認可を受け、同年 11 月から給水を開始し、昭和 63 年（1988 年）には普及率 100%を実現しました。
- ・人口の増加にともない、給水人口は微増傾向にありますが、節水意識の定着や節水型機器の普及により、一人 1 日あたりの使用水量は減少傾向にあります。
- ・水道水源は、給水開始以来 100%地下水が使用されています。それにより、安全でおいしい水道水が低廉で安定的に給水されてきました。
- ・施設の耐震化を計画的に進めるとともに、東京都水道局や周辺の水道事業体との応援協定を締結するなど、災害時の応急給水体制や応急復旧体制の強化に努めています。
- ・昭島市水道事業基本計画が平成 19 年（2007 年）度に取りまとめられ、水道事業の計画的な推進がはかられています。
- ・水道事業に関しては、昭島の宝である地下水 100%のおいしい水を将来にわたって維持し、次代に引き継ぐことが求められています。
- ・地下水 100%の水道を維持していくため、雨水浸透ますや雨水貯留槽の設置により、雨水の循環利用などを推進し、地下水の保全と節水に努める必要があります。
- ・安全で安心な水を安定して供給するために、施設の計画的な改修や配水管の耐震化などを推進するとともに、水質検査など安全性保持の取組みも適切に実施する必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①水道事業基本計画の推進	<p>「水道事業基本計画」に基づき、水道事業の計画的な運営と課題の解決に努めます。</p>
②水の安定供給	<p>A 水資源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水の揚水量を適正に保つとともに、水源井（水源とする井戸）の調査を定期的実施し、しゅんせつやポンプの改修を計画的に実施するなど、水源施設の適切な維持・管理に努めます。 ・水資源の確保のため、雨水浸透施設の設置など地下水の涵養をはかるとともに、「奥多摩・昭島市民の森」事業への積極的な協力をはかります。 <p>B 水道施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・耐震化を含め、配水場の計画的な更新を進めるとともに、老朽管の更新も継続していきます。 ・配水管網整備計画に基づき、必要な配水管網の整備に努め、配水水圧の均一化をはかります。 <p>C 安全でおいしい水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な水質検査の実施により、原水の水質監視に努めるとともに、事業者などに地下水汚染防止のための適切な措置を求めていきます。 ・水道水については、定期的な水質検査に加え、自動水質監視装置による常時監視を継続し、水道水の安全性を保持します。 ・おいしい水の給水を目指し、集合住宅などで、貯水槽を経由せず配水管から直接給水する直結給水方式への切り替えを促進します。 <p>D 災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設及び管路の計画的な耐震化を進め、自家発電設備や災害対策用飲料貯水槽の適切な維持・管理に努めるとともに、危機管理マニュアルに基づく職員研修の充実など、応急給水体制や応急復旧体制の強化に努めます。 <p>E 健全で安定的な経営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全でおいしい水を低廉な水道料金において安定して給水していくため、さらなる業務の効率化や事業及び財政運営の計画的な執行に努め、健全で安定的な経営の確保に努めます。 ・事業計画や財政計画の基礎となる水道需給計画については、人口の推移や社会の動向を適切にとらえ、定期的な見直しをはかります。

③水の有効利用



A 有効利用の推進

- ・市民や事業者に「水を大切にしてお金を無駄に使わない」、水の有効利用の意識を高め、地下水 100%の水道事業の維持に努めます。
- ・雨水貯留槽の設置を助成し、雨水の再利用に関する意識の啓発を進めるとともに、大規模な公共施設の整備にあたっては雨水利用施設の設置に努めるなど、都市の貴重な水資源として雨水の有効利用を進めます。

B 漏水防止対策の推進

- ・配水管や給水管の漏水調査を継続して実施し、漏水の早期発見に努め、漏水防止対策の推進をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市民一人当たりの1日水道使用量	327ℓ ※1		290ℓ
水道管の耐震化率	19.2% ※2		30%

※1 水道部（平成 21 年度）による。

※2 耐震管（離脱防止機構付ダクタイル鋳鉄管）の布設割合。水道部（平成 21 年度）による。
なお、比較的地震に強いといわれているダクタイル鋳鉄管（離脱防止機構がないものも含む。）及び鋼管の布設割合は 89.0%となっており、全国的にも高いレベルにあります。

(4) 下水道

【施策の目指す姿】

下水道事業が安定的に運営され、うるおいのある環境のもと、市民が快適な生活をおくっています。

【現状と課題】

- ・昭島市では、昭和 47 年（1972 年）度から下水道事業に着手し、流域関連公共下水道として、汚水と雨水の分流方式による整備を進め、汚水の整備は平成 14 年（2002 年）度末時点でほぼ 100% 完了しました。
- ・雨水については、雨水幹線を中心に整備を進めています。平成 20 年（2008 年）度末の雨水の整備率（整備済面積の割合）は 40.2% ですが、雨水幹線の整備率（整備済延長の割合）は 70.8% となっています。
- ・雨水整備の目標は、時間雨量 50 mm としています。時間雨量 50 mm を超える激しい集中豪雨は、近年では平成 10 年（1998 年）に 2 度発生しています。
- ・平成 20 年（2008 年）度末の水洗化率は 98.1% となっており、市民のほとんどの方に下水道を利用いただいています。
- ・昭島市下水道総合計画が平成 21 年（2009 年）度に取りまとめられ、下水道事業の計画的な推進がはかられています。
- ・浸水被害の軽減や解消を目指し、雨水施設の整備に努めるとともに、都市型水害（ゲリラ豪雨）への対応も必要となっています。
- ・水洗化率 100% を目指し、引き続き、下水道の接続促進に努めていく必要があります。
- ・限られた予算の中で適切に事業を運営していくため、施設の計画的な維持・管理に努め、事業の継続性を確保していく必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①下水道総合計画の推進	<p>「下水道総合計画」に基づき、下水道事業の計画的な運営と課題の解決に努めます。</p>
②汚水の処理	<p>A 汚水管きよの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中神土地区画整理事業の道路整備にあわせ、道路管きよの整備を進めます。 ・立川基地跡地昭島地区の土地利用計画の進捗状況にあわせ、当該地区の事業認可を取得し、汚水管きよの整備を進めます。 <p>B 水洗化の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水洗化率 100%を目指し、未接続世帯や事業者に対し効果的な啓発や指導を行い、水洗化の普及促進に努めます。 <p>C し尿の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の普及促進をはかりつつ、し尿の衛生的な収集処理を進めます。 ・建替えやイベントの実施にともない設置される仮設トイレの水洗化について、協力を要請していきます。
③雨水の処理	<p>A 雨水管きよの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、雨水幹線の優先的な整備に努めます。 ・低地盤地区や雨水排除能力の低い地域などの把握に努め、雨水枝線の優先順位を検討し、その計画的な整備に努めます。 <p>B 浸水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市型水害（ゲリラ豪雨）への対策として、雨水貯留施設や雨水浸透施設などの整備を推進し、雨水の流出抑制と地下還元をはかります。
④公共用水域の水質保全	<p>A 河川水質の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携と協力により、適切な下水処理を実施し、多摩川及び残堀川の水質の保全をはかります。 ・基準を超える物質が下水道に放流されないように、下水排水施設の適正な使用と排水基準の遵守について指導と啓発に努め、昭島全体の水質の維持・向上に努めます。 <p>B 汚水の高度処理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、東京都に対して、処理水の再利用や下水の高度処理などの促進を要請し、水の有効利用と多摩川の水質向上をはかります。

⑤健全な下水道事業
の確保

A 下水道施設の最適化

- ・テレビカメラや目視による調査を計画的に進め、その結果を下水道台帳で一元管理し、施設の計画的な維持・管理を進めます。
- ・施設の老朽度を勘案し、適切な時期に施設の延命化や更新をはかり、下水道事業のコスト削減に努めます。


B 耐震化の推進

- ・ポンプ場や重要な幹線管路については、計画的に耐震性の向上をはかります。
- ・災害対応訓練の実施や災害事の応急復旧に必要な資機材の確保に努め、災害時に被害を最小限にとどめ、下水道事業の早期復旧がはかれる体制の整備を進めます。

C 下水道事業の継続性の確保

- ・老朽施設の更新や耐震化の推進など、限られた予算の中で適切な事業を実施していくため、下水道事業の効率的な経営に努めます。
- ・将来にわたり、安定した下水道事業を継続していくため、財政分析や経営収支の見通しを踏まえた財政計画と事業計画を策定し、計画的で効率的な事業の展開をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
公共下水道雨水幹線整備率	70.8% ※1		90.0%

※1 下水道課（平成20年度）による。

2 安心とやすらぎを築く（市街地の整備）

（1）公共交通

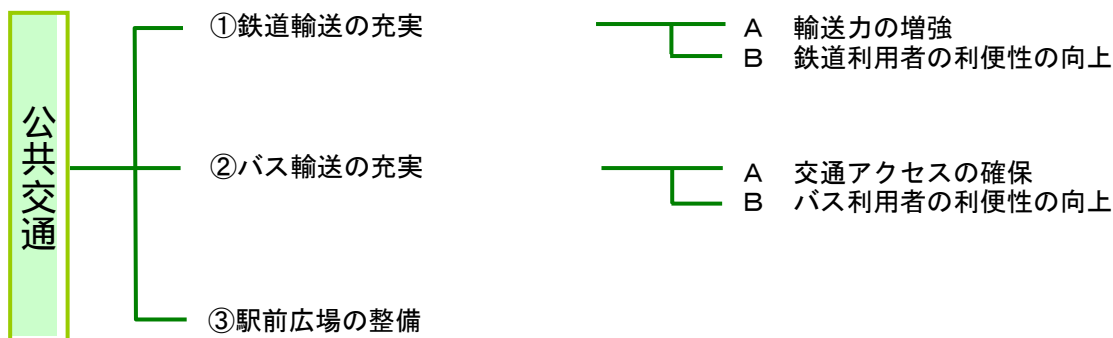
【施策の目指す姿】

環境に配慮した公共交通ネットワークが整備され、市民が目的地にスムーズに移動することができます。

【現状と課題】

- ・昭島の鉄道各駅（西立川駅を含む。）における乗降客数は増加傾向を続け、平成 20 年（2008 年）度における 1 日平均の乗降客数は約 19 万人となっています。また、JR や西武鉄道など 4 路線の結節点である拝島駅の 1 日平均の乗降客数は約 9 万人で、鉄道は市民の生活を支える重要な交通手段となっています。
- ・昭島では、駅を中心にバス会社 4 社の路線網が延びています。平成 20 年（2008 年）度における昭島の路線延長は 188.49km、停留所は 604 箇所、一日あたりの平均の輸送人員は約 17,600 人となっています。
- ・昭島市では、交通不便地域の解消に向け、平成 13 年（2001 年）度から、バス会社に委託し、コミュニティバス（Aバス）の運行を開始しました。平成 20 年（2008 年）5 月には、東ルート・西ルートに加え、北ルートの運行を開始し、全体で 3 系統の運行となっています。平成 20 年（2008 年）度における Aバスの輸送人員は約 146,000 人となっています。
- ・鉄道は、省エネルギーで経済的な大量輸送交通機関として、都市部の交通環境を支えています。鉄道機能のさらなる充実に向け、沿線の自治体と一体となった広域的な取組みが必要とされています。
- ・バス交通は、駅までの交通アクセスの手段であるとともに、商業施設や病院、公共施設などを結ぶ日常生活の足として重要な役割を果たしています。高齢化社会を向かえ、また環境面からもその有効活用が求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①鉄道輸送の充実	<p>A 輸送力の増強</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混雑緩和に向け、電車の増発や長編成化による輸送力の増強について、沿線自治体と協力しながら関係機関に要請します。 <p>B 鉄道利用者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道利用者の利便性の向上に向け、都心への直通電車や快速電車の増発、ユニバーサルデザインに基づく駅舎のさらなる改善について関係機関に要請します。 ・JR八高線の拝島駅、小宮駅間の新駅設置について、引き続き関係機関に要請します。
②バス輸送の充実	<p>A 交通アクセスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の交通需要に対応したバス路線の保持に努め、鉄道各駅や病院、公共施設への交通アクセスの確保をはかります。 ・市民が利用しやすい公共交通を目指し、定時運航の確保に向けた環境の整備に努めます <p>B バス利用者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化などともなう生活サイクルの変化にあわせた運行数の確保や、ユニバーサルデザインに基づく高齢者などに優しい車両の導入など、利用者の利便性の向上をバス会社に要請していきます。
③駅前広場の整備	<p>公共交通の結節点となる駅前広場については、ユニバーサルデザインやターミナル性に配慮し、市民の意見を反映した使いやすい施設となるような整備に努め、公共交通の一体的な機能充実に努めます。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
鉄道各駅の1日あたりの乗降客数	189,850人 ※1	195,000人	200,000人
昭島のバス路線の1日あたりの利用者数	17,572人 ※1	18,000人	18,500人

※1 統計あきしま（平成20年度版）による。

(2) 市街地整備

【施策の目指す姿】

賑わいと魅力のある良好な市街地が形成されています。

1) 中神土地区画整理事業

【現状と課題】

- ・昭島市では、道路や公園、広場などの公共施設と宅地の一体的な整備により、良好な生活環境を形成するため、「昭島都市計画の中神土地区画整理事業」として、JR青梅線中神駅北側の約144.7 haの区域において、昭和39年（1964年）から区画整理事業を実施しています。
- ・中神土地区画整理事業では、施行地区を第一工区（工場地区約80.3ha）、第二工区（住宅地区約45.5ha）第三工区（立川基地跡地隣接地区約18.9ha）の三つの工区に分割し事業を進めています。第一工区は昭和62年（1987年）に整備が終了し、現在、第二工区を駅前ブロック（約15.0ha）、北ブロック（約11.0ha）、西ブロック（約19.5ha）の三つのブロックに分け段階的に事業を進めています。
- ・現在、駅前ブロックの整備を推進していますが、引き続き、権利者との合意形成に努めるとともに、地域実情に則した整備手法の検討についても進める必要があります。

【施策の体系】

中神土地区画
整理事業

①事業の推進

A 第二工区（住宅地区）

B 第三工区（基地跡地隣接地区）

【基本施策】

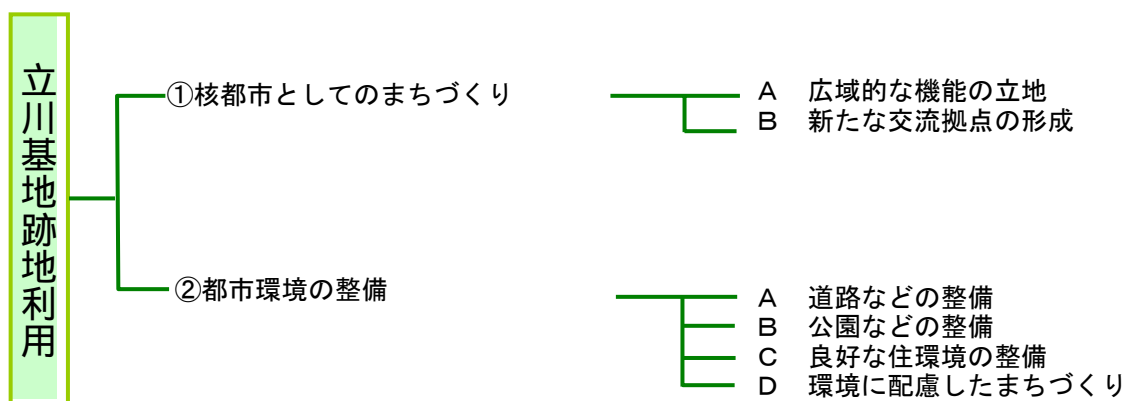
施策名	主な取組の内容
①事業の推進	<p>A 第二工区（住宅地区）</p> <ul style="list-style-type: none">・昭島都市計画の中神土地区画整理事業調査会の答申をもとにした基本計画に基づき、引き続き駅前ブロックの事業を推進します。また、北・西ブロックについては、駅前ブロックの進捗を勘案しながら事業の推進に努めます。 <p>B 第三工区（立川基地跡地隣接地区）</p> <ul style="list-style-type: none">・第三工区については、現況での環境整備に努めるなかで総合的な検討を進めます。

2) 立川基地跡地利用

【現状と課題】

- ・立川基地は、昭和52年（1977年）に米軍から返還され、防災基地や国営昭和記念公園などに活用されていますが、立川基地跡地昭島地区の約70ha（約8haの立川市域を含む。）は、国の方針に基づき、留保地として現在まで未利用のままとなっています。
- ・平成15年（2003年）に留保地に関する国の基本方針が「原則利用、計画的有効活用」へと大きく転換され、国から概ね5年以内の実効性のある土地利用計画を策定するよう求められたことを受け、東京都及び立川市との協議会において土地利用計画の検討を進めました。
- ・平成19年（2007年）9月、国から「国際法務総合センター（仮称）」等の立地について協力の要請があり、昭島市としては、国の要請を受け入れるなか、平成20年（2008年）6月に立川基地跡地昭島地区の昭島市域土地利用計画を策定し、国に提出しました。
- ・平成21年（2009年）に東京都が策定した「多摩の拠点整備基本計画」では、立川の中心市街地及び立川基地跡地等と一体的な地区形成が可能な区域を核都市「立川」の整備エリアとしており、立川基地跡地昭島地区はその一翼を担っています。
- ・立川基地跡昭島地区の昭島市域土地利用計画では、国際的な施設の立地など、核都市にふさわしい広域的な機能や、業務、商業機能の導入を進め、にぎわいと活気にあふれ、環境や景観に配慮された質の高い生活空間の形成を推進するものとしています。
- ・立川基地跡地昭島地区の整備にあたっては、計画的に市街化を進めることとしており、関係機関との積極的な調整に努め、その着実な進行をはかる必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

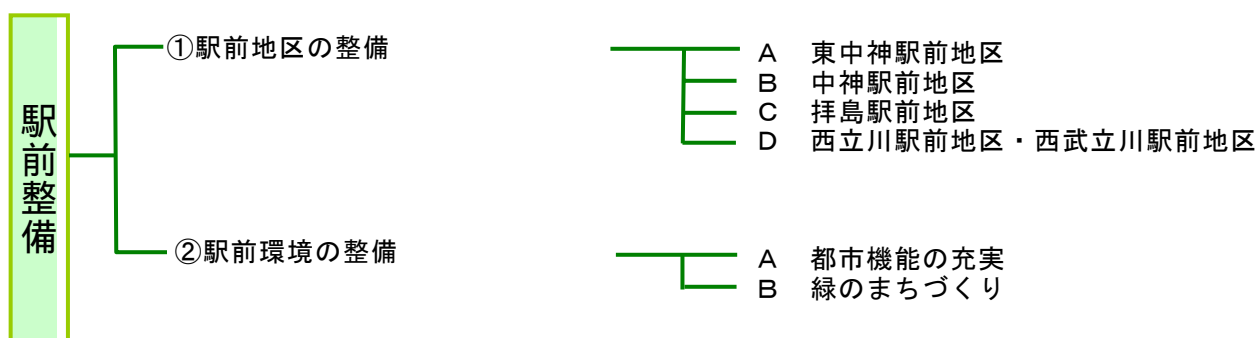
施策名	主な取組の内容
①核都市としてのまちづくり	<p>A 広域的な機能の立地</p> <ul style="list-style-type: none"> 核都市にふさわしい広域的な機能や、業務・商業機能の導入を進め、賑わいと活気の創出をはかります。 <p>B 新たな交流拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 東中神駅周辺においては、導入する広域的な諸機能と連携する新たな交流拠点として位置づけ、拠点性を高めるための土地利用を推進します。
②都市環境の整備	<p>A 道路などの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路や区画街路などの交通基盤や公共上下水道の整備をはかります。 立川基地跡地昭島地区の整備にあわせ、東中神駅の橋上駅舎及び自由通路の整備をはかります。 <p>B 公園などの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園の整備や連続した緑の確保等を行い、水と緑のまちづくりをはかります。 整備区域内にある調整池の平常時利用や国営昭和記念公園の連担に配慮した公園の整備について、関係機関に要請していきます。 <p>C 良好な住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接する国営昭和記念公園の緑を活用し、環境や景観に配慮した質の高い生活空間の形成をはかります。 まちづくりの基本的な考え方を実現するために、地区計画などの適切な都市計画手法の導入を検討します。 <p>D 環境に配慮したまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化や太陽エネルギー利用など環境に配慮した建築計画の誘導や、浸透性の高い舗装材の使用等、環境に配慮したまちづくりをはかります。

3) 駅前整備

【現状と課題】

- ・昭島には、JRの東中神駅、中神駅、昭島駅、拝島駅と、西武線の拝島駅があるとともに、JRの西立川駅の一部は昭島市域にあり、西武線の西武立川駅も隣接しています。駅前広場としては、このうち東中神駅の南口、中神駅の北口、昭島駅の北口と南口の整備が完了しており、拝島駅の南口は現在整備中です。
- ・拝島駅では南口駅前広場の整備により、多方面からのバスによる交通アクセスが可能になります。
- ・未整備の駅前広場のうち、東中神駅の北口は立川基地跡地昭島地区の整備計画を踏まえ、計画的な整備に取り組んでいます。また、中神駅の南口は都道 152 号線（中神停車場線）の拡幅とあわせ、引き続き、東京都に整備の促進を要請しています。
- ・鉄道を挟んで南北に分断されている市街地の連絡性を向上させて、一体的でバランスの取れた駅前整備を進めるため、駅の南北市街地をつなぐ自由通路の整備を進めてきました。現在、未整備の駅は東中神駅のみとなりましたが、駅北側の整備にあわせ、計画的な取り組みを進めています。
- ・駅周辺は、昭島を訪れた人が最初に「あきしま」を感じる場所であるとともに、多くの人が行き交う交流の拠点ともなります。そのため、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰にもやさしく使いやすい場所であるとともに、市民の交流を促すような、多機能で個性的な空間が求められています。



【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①駅前地区の整備	<p>A 東中神駅前地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅北側については、「核都市」立川の一翼を担う拠点都市にふさわしい玄関口としての整備の推進をはかります。また、南側の駅前広場は、既に完成し交通機能は充足されていますが、駅北側地域との整合をはかるなかで、再整備について検討します。 ・ 南北の自由通路の整備と橋上駅舎化については、立川基地跡地昭島地区の開発と連携し、整備の推進をはかります。 <p>B 中神駅前地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅南側については、都道 152 号線（中神停車場線）の拡幅と都市計画決定されている駅前広場の整備などについて、引き続き、東京都に整備の促進を要請していきます。 <p>C 拝島駅前地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅南側については、駅前広場や自転車駐車場の整備を早期に完了させ、交通安全の確保と交通混雑の解消に努め、あわせて商業の活性化をはかります。 ・ 拝島駅南口駅前地区まちづくり協議会を始めとし、まちづくりに関する市民の意見の反映に努め、市道昭島 46 号（昭島都市計画道路 3・4・2 号）や周辺道路の整備を進め、市民との協働によるまちづくりの推進をはかります。 <p>D 西立川駅前地区・西武立川駅前地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西立川駅南側の駅前広場については、立川市との協議・調整をはかります。 ・ 西武立川駅南側については、民間の開発事業の動向などを踏まえ、都市基盤の整備と良好な住環境の整備に向け、関係機関との協議・調整をはかります。
②駅前環境の整備	<p>A 都市機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅を中心として、文化・交流機能や観光機能、情報発信機能、商業機能、公共公益機能など複合機能の導入に努め、都市拠点としての機能の向上に努めます。 ・ 駅前周辺の自転車駐車場の整備に努め、市民の利便性の向上をはかります。 <p>B 緑のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺の緑の確保に努め、駅を核とした緑のまちづくりを進めます。 ・ 駅前広場など駅前地区の整備にあたっては、昭島の特性である水と緑を生かしたまちづくりを進めます。 ・ 市民との連携と協力により、駅前花壇などを利用した緑化運動の推進をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
中神土地区画整理事業（第二工区 駅前ブロック）の進捗率	道路整備 85.4% 建物移転 77.2% ※1	100%	—
立川基地跡地昭島地区整備事業の進捗率	—		100%
駅前広場の整備（整備済数／全体数）	4/7		6/7

※1 区画整理課（平成 21 年度）による。

(3) 住宅

【施策の目指す姿】

安心して住み続けられる質の高い住環境が形成され、誰もがゆとりとうるおいのある生活を実感しています。

【現状と課題】

- ・昭島市では「住宅マスタープラン」に基づき、昭島の特性を生かした、ゆとりとうるおいのある住宅まちづくりを総合的、計画的に推進しています。
- ・平成20年（2008年）に実施された住宅・土地統計調査から、昭島の住宅ストックの状況を見ると、住宅総数は45,870戸で、このうち持ち家の割合は48.7%、木造住宅の割合は45.7%、共同住宅の割合は58.5%で、そのうちの約半分（50.1%）は平成2年（1990年）以前に建築されています。また、公共賃貸住宅の戸数は6,462戸となっています。
- ・平成20年（2008年）度の推計によると、市内の住宅のうち必要な耐震性を満たしているものは12,904棟・60.3%で、耐震化が必要な住宅は木造で7,970棟、非木造で528棟となっています。
- ・地震による被害から市民の生命と財産を守るとともに、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、住宅の耐震化を計画的に進めていくことが必要となっています。
- ・市民の居住に対する関心は、住宅単体から居住生活全般に及ぶ住環境へと広がり、安全・安心やユニバーサルデザインの視点に基づいた、安全で便利でやさしい住環境の形成が求められています。



【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①住宅マスタープランの推進	<p>住宅マスタープランに基づき、昭島の特性を生かした、ゆとりと潤いのある住宅まちづくりを総合的、計画的に推進するとともに、社会状況の変化や市民の居住ニーズに柔軟に対応していくため、適切な時期に住宅マスタープランの見直しをはかります。</p>
②住宅の確保	<p>A 住宅資金融資制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様化し高度化していく市民の居住ニーズに対応し、良質な住宅と良好な住環境の確保に向け、住宅資金融資制度の拡充について、関係機関に要請します。 <p>B 安心して暮らせる住宅の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者などが、住みなれた地域社会のなかで、健康で安心して生活を営むことができるよう、ユニバーサルデザインに基づいた住宅の整備やシルバーピアの確保などについて、関係機関に要請します。 <p>C 公営住宅地元優先入居枠の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 都営住宅など公営住宅の建替事業に際しては、地元優先入居枠の拡大について、関係機関に要請します。
③住環境の整備	<p>A 良好な住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭島の特性を生かし、自然環境と調和した住環境の誘導に努め、緑とオープンスペースを確保し、都市景観に配慮した、うるおいのある住環境の形成に努めます。 民間住宅の耐震化に係る診断や改修についての支援に努め、災害に強い良好な住環境の確保に努めます。 良質なマンションストックの形成に向け、区分所有マンションの維持管理や建て替えに関する相談や情報の提供に努めます。 <p>B 優良な宅地開発への誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地開発にあたっては、関係法令や宅地開発等指導要綱に基づき、良好な住宅地の整備と快適な生活空間の確保に向けた誘導に努めます。 <p>C 公営住宅の建て替え</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化などにより建て替えが必要となった公営住宅については、誰もが安心して住み続けられるように、ユニバーサルデザインの視点を大切にするとともに、公園の整備や緑化の促進など地域の生活環境の向上に配慮した建て替えを進めるよう、関係機関に要請します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
市民の定住意識（昭島に住み続けたいと思う市民の割合）	74.9% ※1		85%
シルバー住宅の戸数	156戸 ※2		180戸

※1 市民意識調査（平成 22 年 1 月）による。

※2 都市計画課（平成 21 年度）による。

(4) 都市景観

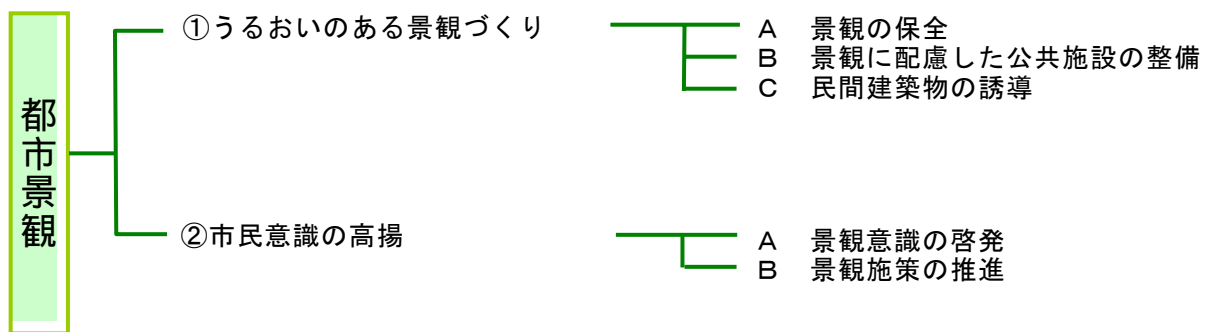
【施策の目指す姿】

市民がふるさととしての愛着を持ち、やすらぎとうるおいが感じられる「あきしまらしさ」のあるまちなみが形成されています。

【現状と課題】

- ・昭島では、恵まれた清流や湧水地などの水辺の環境や、豊かな緑による自然景観が市民生活にうるおいや憩いを与え、長い歴史のなかで築かれてきた街道や社寺などの建造物による歴史的景観がまちの文化的な魅力を高めています。また、道路や公園、商業施設など、都市施設による景観も、まちの景観形成に大きな役割を果たしています。
- ・平成22年（2010年）に実施した市民意識調査によると、市民が昭島らしいまちなみや景観だと思う場所は、多摩川が47.6%と最も支持され、次いで国営昭和記念公園、玉川上水、湧き水のあるところ、昭和公園、昭島駅前などの順となっています。
- ・昭島市では、市民の参画により魅力ある景観づくりを目指す「景観まちづくり事業」に取り組み、モデル事業「野水堀に沿った水に触れ合う空間づくり」の実施につなげ、あきしまらしい景観の創出に努めました。
- ・良好な都市景観を形成していくため、市民の意見を反映したきめ細かな景観づくりに取り組み、市民、団体、事業者と連携し一体となってあきしまらしさを特徴づける景観を守り、育て、創出することが求められています。


【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
<p>①うるおいのある景観づくり</p>	<p>A 景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活にゆとりとうるおいをもたらす貴重な自然景観については、市民や団体、事業者の協力を得ながら、その計画的な保全に努めます。 ・まちの景観の視点から歴史的文化遺産を再評価し、地域の共通の財産である歴史的景観の保全に努めます。 ・市民や団体、事業者と連携し一体となって、まちの美化運動や緑花運動の推進に努め、地域ぐるみ、市民ぐるみで美しいまちを目指します。 ・あきしまらしさを演出する自然景観や歴史的景観の保全に努め、市民のふるさとへの愛着や誇りを育み、市民がいつまでも住みたいと願えるような、魅力あるまちづくりを進めます。 <p>B 景観に配慮した公共施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の建築物については、地域の実状に応じ、周辺の景観や環境との調和をはかり、地域のシンボルともなるような整備に努めます。また、整備にあたっては、市民が地域社会に愛着をもてるようなモニュメントの設置なども検討します。 ・道路の整備にあたっては、街路樹や植樹帯の設置に努めるとともに、架空線の地中化についても関係機関と協議し、緑豊かな、快適で魅力ある道路景観づくりを進めます。 ・市民のふれあいの場となる駅前広場や公園などの整備にあたっては機能性だけでなく景観にも配慮し、調和とゆとりのある魅力的な空間の整備に努めます。 <p>C 民間建築物の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物については、市民や事業者の協力を基本として、地区計画制度などを活用し、緑化の推進をはじめ、建築物の高さや色彩感などが周辺のまちなみと調和し、「あきしま」らしい景観が形成されるように誘導していきます。
<p>②市民意識の高揚</p>	<p>A 景観意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観特性を知り、地域の人々によって共に守られ、育まれてきた魅力的な景観を、地域で共有し、愛着をもって守り育てていくことができるように、一人ひとりの行動の重要性について啓発に努めます。 ・まちの景観を美しく保つため、市民の景観に対する理解と関心を高め、景観づくりへの協力が得られるように、景観意識の普及啓発に努めます。 <p>B 景観施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画制度や宅地開発等指導要綱などの活用により、豊かな自然景観や歴史的景観の保全に努めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
昭島のまちなみを美しいと感じる市民の割合	25.0% ※1		35%

※1 市民意識調査（平成 22 年 1 月）による。